



TOKYO FIRE DEPT.

INNOVATION PROJECT

共同研究開発型（無償）
応募要領



2026年6月
東京消防庁



TOKYO FIRE DEPT. INNOVATION PROJECT

東京消防庁では、消防業務における様々な課題を効果的に解決するためには、民間企業、大学及び公的機関等（以下「民間企業等」という）が保有する技術、情報の力を活かすことが必要であると考えています。

「東京消防庁 INNOVATION PROJECT」は、当庁の行政課題の解決に資する可能性がある先端技術等の導入検討を行うにあたり、関連する先端技術等の研究開発、情報収集にご協力いただける民間企業等を広く募集するものです。

東京消防庁 INNOVATION PROJECT

共同研究開発型
(有償)

共同研究開発型
(無償)

情報収集型

「共同研究開発型（無償）」とは、当庁と共通の領域の研究を進める民間企業等が行う研究開発に対して、当庁の知見、人員、施設、資器材（以下「知見等」という。）を提供することで、民間企業等と共同で研究開発を進め、これにより得られた成果をもって、当庁の課題を解決することを目的としています。

なお、当庁からの研究開発資金の提供はありません。

応募要件

次の留意事項を承諾している民間企業等を対象とします。

- 1 企画提案書の審査を行い、民間企業等を選定します。審査結果によっては不採択となる場合があります。
- 2 本公募における採択は、関連する技術等の当庁への導入を約束するものではありません。
- 3 研究開発の実施及び本応募に係る費用は、原則として貴社の負担としてください。ただし、研究開発に参加する東京消防庁職員の人件費等の諸費用は、東京消防庁が負担するものとします。
- 4 応募及び本研究開発により当庁から知り得た情報に、一般に公開されていない情報等が含まれる場合は、関係法令に基づき、厳密かつ適正に取り扱ってください。

応募から採択までの流れ

1 応募

公募テーマに関する研究開発に協力いただける民間企業等は、企画提案書受付期間中に東京消防庁電子申請サービス内の「東京消防庁公募応募フォーム」に必要事項を記入の上、企画提案書（A4サイズ任意様式、別紙 作成要領参照）を添付し登録してください。

質問がある場合は、質問受付期間中に、問合せ先のメールアドレスまで連絡してください。東京消防庁公式ウェブサイト[※]に質問の回答を掲載します。

2 企画提案書の審査・協力企業の選定

1 選定方法

企画提案書の内容について、「審査項目及び審査の観点」に基づく審査の上、協力民間企業等を選定します。審査は当庁職員で構成される会議で行います。審査に際し、詳細確認のためにヒアリングを行う場合があります。

2 審査対象から除外するもの

- ① 公募テーマと企画提案書の内容が結びつかないもの
- ② 「東京都暴力団排除条例」に暴力団関係者、社会通念上適切でないと判断されるもの
- ③ 政治活動、宗教活動を目的とするもの
- ④ 公序良俗に反するもの
- ⑤ その他、当庁が審査対象から除外すべき事由があると判断されるもの

3 協力企業の採択結果の公表

ご応募いただいた民間企業等に対し、審査結果（採択又は不採択）を個別に通知します。また、東京消防庁公式ホームページ上に採択された協力民間企業等及び研究テーマ名を公表します。

4 契約締結・実施計画書の提出

1 契約の締結

審査の結果、協力企業に選定された民間企業等と当庁の間で契約書を作成し契約を締結します。

2 実施計画書の提出

採択後に当庁と研究内容を協議し、実施計画書をご提出いただきます。

審査項目及び審査の観点

1 公募テーマとの整合性

- ・公募テーマに沿ったものか
- ・当庁の課題解決に繋がるか

2 研究開発の成果物

- ・成果物は何か

3 研究開発の実現可能性

- ・研究方法・スケジュール・実施体制は、適切か
- ・研究開発に必要な技術力や研究開発環境を有するか

4 当庁との共同研究理由

- ・当庁に求める役割は何か
- ・当庁と民間企業等との研究・検証に係る業務の量や負担の割合は適切か

5 成果物の有用性

- ・成果物が社会に有用なものとなるか

6 その他考慮すべき事項

- ・その他研究開発を行う上で有効と考えられる事項はあるか

注意事項

- 1 審査の経過等についての問合せには応じられません。
- 2 提出された書類は、審査の結果に関わらず返却しませんので、ご了承ください。ただし、提出書類に不備があった場合に限り、返却させていただきます。必要に応じて当庁から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- 3 本公募への応募に際し、提出された書類、電子データ等の情報は審査にのみ使用します。提供いただいた個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 記載要領も含め書類に不備がある場合、採択審査での評価点が下がることがあるためご注意ください。
- 5 応募要領に示す応募方法・受付期間によらず応募されたものは、審査対象外となりますので、ご注意ください。
- 6 契約締結後に、当該契約内容に違反した場合、不正又は不当な行為があった場合は、研究を中止することがあります。
- 7 研究期間終了時に、研究成果についての報告書を当庁に提出していただきます。また、当庁が必要と認めた場合（研究期間が1年を超える場合等）、進捗状況の中間報告書を提出して頂きます。
- 8 本研究において提案されたものに係る知的財産権等の権利は、原則として、応募する民間企業等に帰属するものとします。詳細は、当庁と民間企業等の間で、契約書作成時に協議し取り決めることとします。

リンク一覧

● 東京消防庁公式ウェブサイト（公募ページ）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/koubo/tfd-innovaton-pj.html>

● 応募フォーム（東京消防庁電子申請サービス）

<https://ttzk.graffer.jp/tfd-metro-tokyo/smart-apply/apply-procedure-alias/tfd-innovation-project-musho-2026>

● 問合せ先

東京消防庁 安全推進部消防技術研究開発センター 計画係
電 話：03-3466-1515（代表電話）
メールアドレス：rd-center1@tfd.metro.tokyo.jp

企画提案書の作成要領

企画提案書は、東京消防庁（以下「当庁」という。）に提案する研究内容の詳細を記載するものです。当庁は企画提案書を用いて民間企業等の選定を行います。

I 書類作成のルール

- 1 企画提案書に、II の内容を記載し、15 枚以内で提出してください。A4 サイズで様式は任意（別記 記載例参照）とし PDF 形式（10MB 以内）で提出してください。
- 2 日本語で作成してください。
- 3 撮影した製品等の映像（MP4 形式）を送付する場合は、事務局にお問い合わせください。
- 4 表紙には、当庁が提示した公募テーマの種類、提案する研究タイトル、提出年月日、応募社名、住所、代表者氏名（契約締結権限のある者の氏名）を記載してください。
- 5 質問がある場合は、質問受付期間中に、問合せ先のメールアドレスまで連絡してください。東京消防庁公式ウェブサイト質問の回答を掲載します。

II 記載内容

企画提案書には次の項目を明記してください。

- 1 研究の目的
公募テーマに沿った研究の目的を記載してください。
- 2 研究の成果物及び活用方法
本研究で得られる実験結果の具体的な整理方針、成果物の有用性、活用方法等
- 3 研究方法及び技術上の優位性、経費等
 - (1) 具体的な研究方法等
研究の全体設計、研究のスケジュール、研究の方法（実施場所、統一的な熱暴走誘発手段、使用する測定機器及び測定項目など）、実施体制（責任者、役割分担、試料の調達・運搬・廃棄の体制を含む。業務の一部を委託する場合はその業務と委託先。）等を記載してください。
注：複数の民間企業等が共同で応募する場合は、代表民間企業等を定めて、当該代表民間企業等名で応募してください。
 - (2) 技術上の優位性等

応募する民間企業等の有する知見（LiB の燃焼生成ガスや消火排水など）、技術力、研究開発環境等、優位性があるものを記載してください。

(3) 経費

本研究開発の経費について、予定合計額を記載してください。なお、経費積算表（別記様式）との整合を取ってください。

4 当庁に求める役割

当庁に求める役割（消防に関する知見の提供、当庁の有する施設・装備の利用、当庁職員による実証等）を具体的に記載してください。

5 経理事務処理体制

本研究開発における経理事務処理体制（責任者、責任者の経歴、スキル）等を記載してください。

6 その他

その他研究開発を行う上で審査項目に関連する特筆すべき内容がある場合は、本項目に記載してください。

7 事務担当者

氏名、役職、電話番号、メールアドレスを記載してください。